

議 事 録

1. 日 時 令和3年5月24日 開会 午後 2時00分～

2. 場 所 勤労福祉会館2階 第4会議室

3. 出席委員

1 番 藤田 正子	2 番 藤田 哲夫	3 番 伊藤 能之
4 番 荻野 俊明	5 番 藤井 克巳	6 番 村上 和義
7 番 石井 義久	8 番 山渕 久司	9 番 大中 秋美
10 番 藤原 智	11 番 橋本 誠二	12 番 池田 賢治
13 番 住元 保	14 番 山本 建樹	

以上 14名

4. 欠席委員

なし

以上 0名

5. 出席推進委員

なし

以上 0名

6. 事務局

藤田局長・柘田主任・竹内再雇用職員

以上 3名

7. 議 事

議事内容

- 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと
- 報告第15号 貸借解約の通知報告のこと
- 報告第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと
- 報告第17号 同 法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

— 山渕会長が、議長に就任する —

山渕議長： ただ今から第12回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、14名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

11番 橋本 誠二 委員

12番 池田 賢治 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願ひします。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山渕議長： それでは、これより議案目録に従い、議事を進めます。

すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は議案が1件、報告が3件です。

はじめに、「議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山渕議長： 明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されていますが、1番と2番については藤原委員の関連議案となりますので、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、藤原委員には退席していただき、採決を採りたいと思います。

(藤原委員、議事参与の制限により退席する。退席を確認した後)

山渕議長： それでは1番と2番について、ご意見・ご質問等があればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

1番と2番について本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。これに異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。

よって「議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」の1番と2番は、本案のとおり決定しました。

藤原委員には着席していただきます。

(藤原委員を事務局職員が呼びに行き、席に戻る。着席を確認した後。)

山渕議長： それでは、3番以降についてご意見・ご質問を受けたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 10番の〇〇さんは、10ha耕作されている上に今回の13筆もの農地の受け手となること。大変だと思うが、どのように営農されているのですか。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： ○○番○○委員。

○○委員： 私と同じ松陰新田の方で、息子も娘婿も含め4人で営農している。専業農家で水稻、キャベツ、軟弱野菜を栽培されているが、営農状況に何ら問題はないと思う。

山渕議長： ほかにご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

3番以降について、本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。これに異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。

よって「議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」の3番以降については、本案のとおり決定しました。

山渕議長： 次に、報告に移ります。

「報告第15号 貸借解約の通知報告のこと」について報告を受けたいと思います。事務局、説明をお願いいたします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山渕議長： 今月は3件の通知がありました。これについて、何かご質問等ありませんか。

○○委員： はい、議長。

山渕議長： ○○番○○委員。

○○委員： 期間の途中でも合意解約できますか。

事務局職員： 双方の合意があれば、期間の途中でも解約できます。

山渕議長： ほかに何かご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、「報告第15号 貸借解約の通知報告のこと」は、以上で報告とします。

山渕議長： 次に、「報告第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： ― 報告資料により報告する ―

山淵議長： ただ今、「報告第16号」「報告第17号」の2件の報告事項につき、一括して報告がありました。

それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山淵議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。

これで、第12回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時15分 終了)

※ 小委員会は開催なし

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 淵 久 司

署 名 人 橋 本 誠 二

署 名 人 池 田 賢 治